

## 生活環境の保全に関する環境基準

類 型	河 川						湖 沼				海 域					
	AA	A	B	C	D	E	AA	A	B	C	A	B	C			
利用目的の適応性	水道1級 自然環境 保全およびA以下	水道2級 水産1級 水浴およびB以下	水道3級 水産2級 およびC以下	水産3級 工業用 水1級およびD以下	工業用水 2級・農業 用水およびE以下	工業用水 3級・環境 保全	水道1級 水産1級 自然環境 保全およびA以下	水道2,3級 水産2級 水浴およびB以下	水産3級・ 工業用水1 級・農業用 水およびC 以下	工業用水 2級・環境 保全	水産1級・ 水浴・自然 環境保全お よびB以下	水産2級・ 工業用水お よびC以下	環境保全			
pH	6.5~8.5			6.0~8.5			6.5~8.5			6.0~8.5		7.8~8.3		7.0~8.3		
BOD	1	2	3	5	8	10										
COD							1	3	5	8						
SS	25	25	25	50	100	ごみなどの浮遊が認められないこと	1	5	15	ごみなどの浮遊が認められないこと						
DO	≥ 7.5		≥ 5		≥ 2		≥ 7.5		≥ 5	≥ 2	≥ 7.5	≥ 5	≥ 2			
大腸菌数	20	300	1000	-	-	-	20	300	-	-	300	-	-			
n-ヘキサン抽出物質											n.d.		-			
類 型							I	II	III	IV	V	I	II	III		
利用目的の適応性							自然環境保全およびII以下	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く)・水産1級・水浴およびIII以下	水道3級(特殊なもの)およびIV以下	水産2種およびV	水産3種 工業用水 農業用水 環境 保全	自然環境保全およびII以下(水産2種, 3種を除く)	水産1種・水浴およびIII以下(水産2種, 3種を除く)	水産2種およびIV(水産3種を除く)		
全窒素							0.1	0.2	0.4	0.6	1	0.2	0.3	0.6		
全リン							0.005	0.01	0.03	0.05	0.1	0.02	0.03	0.05		
類 型	生物A <sup>*1</sup>	生物特A <sup>*2</sup>	生物B <sup>*3</sup>	生物特B <sup>*4</sup>							生物A <sup>*1</sup>	生物特A <sup>*2</sup>	生物B <sup>*3</sup>	生物特B <sup>*4</sup>	生物A <sup>*5</sup>	生物特A <sup>*6</sup>
全亜鉛	0.03										0.03				0.02	0.01

単位 mg/L

- \*1 イワナ, サケマスなど比較的低温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域.
  - \*2 生物Aの水域のうち, 生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚子の生育場としてとくに保全が必要な水域.
  - \*3 コイ, フナなど比較的高温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域.
  - \*4 生物A または生物Bの水域のうち, 生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚子の生育場としてとくに保全が必要な水域.
  - \*5 水生生物の生息する水域.
  - \*6 生物Aの水域のうち, 水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚子の生育場としてとくに保全が必要な水域.
- 備考 1) pH, BOD, COD, SS, DO, 大腸菌群数, n-ヘキサン抽出物質の基準値は日間平均値, 全窒素, 全リン, 全亜鉛の基準値は年間平均値とする.  
 2) 農業利用水点については, pH 6.0 以上7.5 以下, DO 5 mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる).  
 3) 大腸菌数の単位はCFU/100 mL.  
 4) n.d.(“検出されないこと”)とは, 測定方法の定量限界を下回ることをいう.

ガラス電極式
CFU/100ml
IV
水産3種・ 工業用水・ 生物生息環 境保全
1
0.09